

# こども誰でも 通園制度

## 1 こども誰でも通園制度とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育ての家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化させるため創設された新たな制度です。

保育園等に通園していない家庭のお子さんを対象に、保育園や認定こども園などの施設で、月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育を利用できる制度です。

## 2 対象となる子ども

対象年齢	在籍状況	認定
0歳6ヶ月～満3歳未満 (3歳の誕生日の前々日まで)	保育所等に在籍していない	乳児等支援給付認定済み (詳しくは裏面へ)

## 3 利用料

こども1人	利用料のほかに実費負担(給食費、おやつ代など)がかかる場合があります。
<b>300円</b>	月10時間まで利用可能(翌月への持ち越し不可)
1時間あたり	1回あたりの利用可能時間は施設ごとに異なります。
	生活保護世帯・非課税保護世帯は裏面の減免表をご参照ください。

## 4 実施施設

実施施設	認定こども園柳田保育園
住所	深浦町大字柳田字築棒沢140
電話番号	0173-76-2123

※実施曜日・時間・受け入れ年齢・給食等の詳細は、「こども誰でも通園支援制度総合支援システム」でご確認いただくか、施設にお問い合わせください。



### お問い合わせ

深浦町健康推進課(こども家庭センター) こども家庭相談係 ☎0173-82-0288  
「こども誰でも通園制度総合支援システム」はこども家庭庁が運用するシステムです。

## 5 利用の流れ・キャンセルについて

1	<b>認定申請（乳児等支援給付認定を受けるための申請）</b> 以下のいずれかの方法により町へ認定申請をしてください。 【電子申請】 こども誰でも通園制度つうえんポータルから申請】 【窓口】 認定申請書を健康推進課
2	<b>認定と利用者アカウントの発行</b> 町で認定後、登録メールアドレスに利用者アカウント発行の通知が届きます ※申請から発行まで1～2週間ほどかかります
3	<b>お子さんの情報を登録</b> 「こども誰でも通園制度総合支援システム」に、お子さんの情報を入力します
4	<b>初回面談および利用契約の締結</b> お子さんも同席の上、利用を希望する施設で面談を行います。 アレルギーや発育状況等を確認後、重要事項の説明を受け、利用契約を締結します ※総合支援システムから面談の予約を行ってください
5	<b>利用の予約</b> 総合支援システムから予約を行ってください。希望利用日の30日前から予約可能です ※事前面談が完了した施設のみ予約可能。受付締切日は施設ごとに異なります
6	<b>当日の利用</b> 予約した時間に施設へお越しください。利用料金等は施設が定める方法でお支払いください

## 6 利用のキャンセルについて

急な体調不良等でも、利用開始前にご連絡いただければ利用料や利用枠の消費は発生しません。キャンセル料は施設にご確認ください。



## 7 利用料の減免

世帯区分	減免額／時間
生活保護受給世帯	300円
住民非課税世帯	240円
所得割額 77,101円未満	210円
要保護児童のいる世帯等（町長が認める世帯）	150円

## 8 利用にあたっての留意事項

- ・送り迎えは保護者が責任をもって行ってください。
- ・初回、親子一緒に通園をお願いする場合があります。
- ・利用定員があり、ご希望にそえないことがあります。

